

議案第十四号

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正について

次のとおり公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾四年参月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第

号

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和二十九年三朝町条例第二十八号）の一部を

次のように改正する。

第二条中「七百円以内」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。